

鳥取県ヤシャゼンマイ保護管理事業計画

I. 事業の目標

ヤシャゼンマイは、ゼンマイ科ゼンマイ属の夏緑性シダ植物であり、山地溪流沿いに生育する。ダム建設と園芸用採取により絶滅したものと考えられたため、鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト（以下、「県版レッドリスト」）（平成14年版）では絶滅・野生絶滅としていたが、その後生育が再確認されたため、県版レッドリスト改訂版（平成24年版）では、絶滅危惧Ⅰ類とした。県内の生育地は、県西部河川の流域の一部に限られ生育個体数もきわめて少ないため、絶滅のおそれ大きい。生育地が線的に分散するとともに、ほとんどの場所で1～3株しか生育していない。園芸目的の盗掘被害が見られるほか、周辺の樹木に被陰されることで個体数が減少している生育地もある。こうした現状を踏まえ、令和4年に、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、特定希少野生動植物種に指定した。

本事業は、本種の生育状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、生育域における生育環境の改善や保護啓発の強化等を図るとともに、必要に応じ適切な方法による生育適地への移植や生育地外保全により、分布の拡大及び個体数の増加を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

なお、本事業は本種の生育状況や生育環境の変化等を踏まえ10年程度を目処に計画の見直しを行うこととする。

II. 事業の区域

県内における本種の分布域。

Ⅲ. 事業の内容

1 個体群及び生育環境の保全・管理

(1) モニタリング

本種の生育地は、洪水時には水没する溪岸の岩上で、他の植物の侵入のおそれは少ないが、周辺の樹木からの被陰による個体群の衰退や河川工事等による環境の改変が危惧されることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを強化するとともに、その結果に基づき、即応的な対策を講じる。

(2) 生育地における採取の防止

本種は、その希少性から、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例により特定希少野生動植物種に指定し、採取を禁止している。

この規制について積極的に周知すること等により、採取の防止を徹底する。

(3) 生育地の管理

河岸の岩上に生育するため、ダム建設や河川工事、河川沿いの道路拡張工事等による生育環境の改変が危惧されることから、関係機関と連携して生育地への影響を回避または可能な限り低減するよう努める必要がある。

(4) 生育地の維持・拡大

本種の増殖は、生育地における野生個体群の維持、拡大によることを基本とする。生育地における個体群が脆弱な場合は、生育地外での保存や増殖を検討する。

また、生育地の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、予め植物の専門家と協議し、科学的知見を踏まえながら、遺伝子かく乱による野外個体群の存続を脅かすことのないよう、自生地周辺の生育適地に適切に移植することを検討する。

(5) 持続的な保全・管理

現在の生育地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての

特徴及び環境や生物多様性における価値を周知して、地元住民等との協働による持続的な保全・管理の方策を検討する。

(6) 生育地保全策の検討

生育地が線的に分散している現状を踏まえ、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による自然生態系保全地域の指定の可否を検討する。

(7) 保全管理体制の整備

本種は、その希少性から、これまで生育地の公開は行っていない。今後は、このような希少種についても、多くの県民への周知により、県民との協働で保全管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保護管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

しかし、現段階では場所を公開せずに、地元住民等からなる団体による保護管理の推進を図ることとする。

また、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

2 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生育環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定し、採取等を禁止している。

(2) 関係法令等

必要に応じて関係法令と調整を図りながら保全方策を検討する。

3 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 社会的支援体制の強化

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

(2) 普及啓発の推進

本種の保護管理に関する施策の推進に際しては、県民の合意形成が必要であることから、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

また、将来的には保護活動への地域住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発を推進する。

4 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、有識者、地元自治体、地域住民、土地所有者等と連携し、地域における取組団体や地域の核となる人材の育成を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。